

河南町消費生活だより

第33号 平成31年5月発行



【相談窓口】

富田林市消費生活センター

(富田林市役所1階 7番窓口奥)

☎0721-25-1000

平日 午前9時～12時

午後1時～4時

「河南町の相談傾向」について

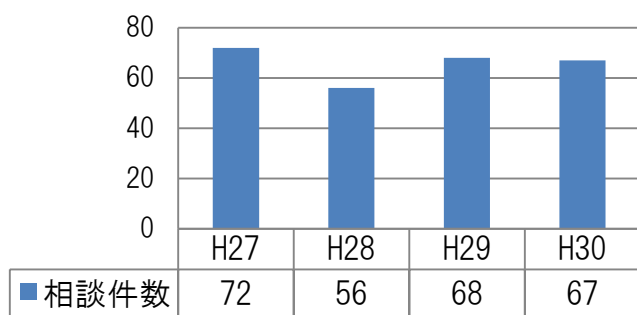
詐欺や悪質商法の手口には限りがなく、悪質業者は話題となっている出来事を悪用して近づいてきます。

5月から年号が新しくなったことや、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、これらに関連した「便乗商法」が増えることが予想されます。

そこで、第33号では、「河南町の相談傾向」について考え、万が一に備え、みなさん自身も日頃から消費生活に関する情報収集をし、かしこい消費者をめざしましょう！



河南町の相談件数



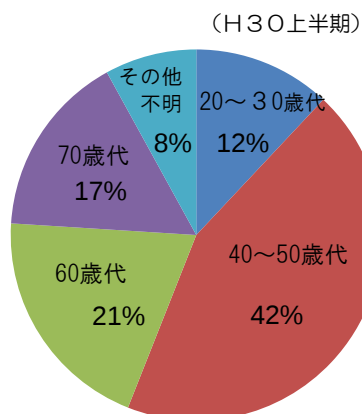
「コンテンツ利用料が未納。
本日中に連絡しないと、法的
措置に移行する。」というメール
が届いた！！



平成30年度、富田林市消費生活センターに寄せられた河南町の相談件数は67件で、前年度と比べほぼ横ばいとなっています。また、平成30年度上半期、契約当事者を年代別にみると、高齢者の相談が全体の4割弱と多いことが分かります。

相談内容については、前年度と同様、通信販売に関する相談、店舗購入に関する相談が上位を占めています。心あたりのない事業者からの請求には、連絡をとらない！支払わない！ことが大切です。架空請求かどうか判断がつかない場合や不安に思うことがあればすぐに消費生活センターに相談しましょう。

相談者の年代別件数



アポ電に注意してください！

公的機関や実在する企業名、家族などをかたって相手を信用させ、言葉巧みに家族構成や資産状況を聞き出したり、所在確認をしようとする不審な電話（アポイント電話）に関する相談が国民生活センターに寄せられています。このような不審な電話は、振り込め詐欺や還付金詐欺といった被害のきっかけになるだけではなく、強盗事件に関わっているという報道もされています。そこで、被害に遭わないための対処方法をご紹介します！



その１：着信番号通知や録音機能を 活用しよう！



相手が確認できた上で電話に出るなどすれば、トラブルを避けることができます。相手の電話番号が分かる機能や録音機能が付いた電話もあるので、必要に応じて検討しましょう。（別途、契約が必要です。）

その２：知らない番号からの電話に 出ってしまった時は・・・



自分の名前を名乗らないことが大切です。家族構成や資産状況を聞かれても、会話を続けず、すぐに電話を切りましょう。

◆５月は消費者月間です

様々な主体が当事者としてそれぞれの役割について考え、連携して行動するためのきっかけとなるように、今年度の消費者月間のテーマ「ともに築こう 豊かな社会 ～誰一人取り残さない 2019～」が消費者庁より発表されました。

◆「くらしの豆知識」2019年版を貸し出します

「くらしの豆知識」は、独立行政法人国民生活センターが編集・発行した消費者トラブルの対策に役立つ情報や、日常生活に関わりの深いテーマを幅広く取り上げた冊子で、2019年度版の特集は、「悪質商法の手口公開」です。環境・まちづくり推進課にて貸し出していますので、必要な方は窓口までお問い合わせください。



『河南町消費生活友の会』 —会員募集中—

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！



発行・問い合わせ先

河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場２階）

☎ 0721-93-2500 （内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口です。